

伊豆西南海岸広告景観保全地区の許可基準の概要

区 分	特別規制地域	広告景観保全地区	
	(第2種)	伊豆西南海岸広告景観保全地区	
自家広告物			
1	適用除外(許可不要)の基準	合計 5㎡以内	同左
2	総量規制	—	・合計 10㎡以内 ・立看板、のぼりは、1事業所につき各2点以内
3	色彩(地)	—	・基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の材料を使用した場合は、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下
4	色彩(その他)	—	・使用する色彩は、基調色以外に2色以内
5	その他	—	・動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
		—	・光源を用いるものにあつては、光源が白色系のものであること。
		—	・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
6	【野立て広告塔】	高さ 15m以下	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内
		1面30㎡以内	
7	【野立て広告板】	高さ 5m以下	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内
		合計30㎡以内	
8	【屋上広告物】	建築物の高さの2/3以下 かつ10m以下	不可
9	【突出広告物】	・1面20㎡以内 ・出幅1.5m以下	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内 ・出幅1.5m以下
10	【壁面広告物】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内 (注)	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内
11	【塀利用広告物】	1面15㎡以内、又は塀の面積の1/5以内 (注)	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内
12	【電柱広告】	(突き出し) 縦1.2m以下、横0.4m以下 (巻き付け) 合計1㎡以内	(突き出し) ・高さ5m以下 ・歩道と車道の区別のない道路上では電柱広告塔を表示できない。 (巻き付け) ・縦1.2m以下、横0.4m以下 ・高さ5m以下 ・合計1㎡以内
13	【アパルーン】	縦20m以下、横1.5m以下	不可
14	【はり紙等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内 (注)	・高さ 5m以下 ・1面 5㎡以内
15	【広告幕等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内 (注)	
16	【のぼり】	1面につき2㎡以内	同左

(注) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合の例(第2種普通規制地域を除く)